

広島県告示第七百五十三号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和四年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
使用料		使用料	
種別	単位	種別	単位
食品工業技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 1 6 (略)	(略)	食品工業技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 1 6 (略)	(略)
西部工業技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 1 万能試験機 (一) 一〇トン (二) 一〇トン (三) 四 (四) 一〇トン (五) (略)	時間 一、〇〇〇円 (略)	西部工業技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 1 万能試験機 (一) 一〇トン (二) 一〇トン (三) 四 (四) 一〇トン (五) (略)	時間 一、〇〇〇円 (略)
東部工業技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 73 103 (略)	(略)	東部工業技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 73 103 (略)	(略)
畜産技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 1 7 (略)	(略)	畜産技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 1 7 (略)	(略)
畜産技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 8 88 (略)	(略)	畜産技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 8 88 (略)	(略)
畜産技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 (略)	(略)	畜産技術センター 測定機器、試験機器及び分析機器 (略)	(略)
金額 (略)	(略)	金額 (略)	(略)
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

